

野菜の品種登録と

その概要について

農林水産省農蚕園芸局
種 苗 課 審 査 官

西 村 昌 巳

1. はじめに

昭和53年の第84通常国会で成立した新しい種苗法は、同年12月に施行され2年半を経過したがこの間新品種保護制度の理解と普及が進むにつれ、出願・登録の件数も増加の一途を辿っている。また本制度については直接種苗とかかわりを持つ育種技術者、種苗業者のみならず生産農家、市場関係者から消費者に至る各層においても少なからず関心が示されつつあるところである。

この制度が生まれた背景となったものは、作物の新品種の育成が多面的に要望され、育種の振興が強く叫ばれていること。これは同時に育成者の権利を認め、新品種を保護するいわゆる育成者権の確立につながるものであること。また、海外諸国との交流が盛になるに伴ない我が国には新品種の保護制度がなかったため、外国から優良な品種の導入を阻害する要因となっていた反面、我が国で育成された品種が海外で保護を受けられない等の状況にあり種苗の国際交流の円滑化が求められていたこと。更に農業の基本資材である種苗の品質のより一層の向上と流通の近代化を図ること等が要請されていたことによるものである。

2. 品種登録制度の仕組み

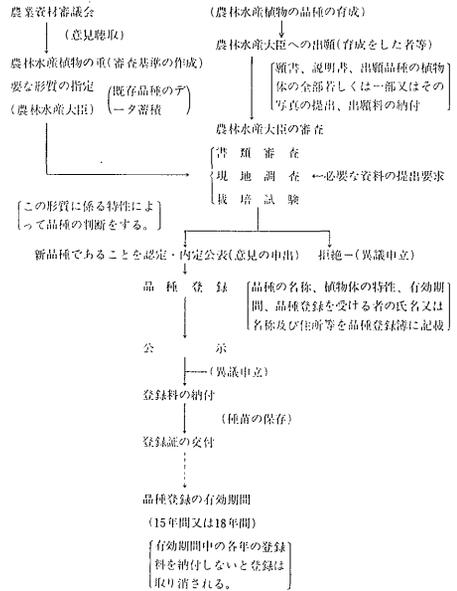
この制度では、新品種の育成者又は出願について同意を得た人は農林水産大臣に対して品種登録の出願をし、登録の要件（①品種の均一性、②品種の安定性、③他品種との区別性、④未譲渡性）を満たしていると認められた場合には所要の経路を経た後品種登録が行われる。この間出願資料に基づき書類審査、現地審査、栽培試験等による厳正な審査が行われる。現在、出願できる対象の作物は365種類となっている。

品種登録者にはその品種の種苗の販売に関する排他的権利が付与される。従って品種登録者以外の者は新品種の種苗を有償で譲渡したり、そのための生産をしたりする場合には品種登録者の許諾を受けなければならないこととなっている。

出願に際しては出願料（3万5千円）、登録された場合には必要な登録料を支払うこと、更に新品種を維持することが義務づけられる。

3. 野菜品種の出願・登録の状況

第1図 品種登録の手続図



制度の発足以来、今年6月末迄の出願及び登録の状況は表Iのとおりである。これを年次別にみると54年（初

表I 出願及び登録状況

区分 作物分野	出願品種数	登録品種数	取下げ 又は拒絶	審査中の 品種数
食用作物	34	5		29
工芸作物	6	2		4
野菜	110 (64)	38	11	61
果樹	145 (84)	52	2	91
飼料作物	8	4	1	3
花類	158 (35)	26	6	126
観賞樹木	84 (34)	26	3	55
きのこ類	20	3		17
計	565(217)	156	23	386

(注) ()は農産種苗法に基づいて昭和53年12月28日前の出願で種苗法施行時において審査中のものであり内数である
年度) 85件, 55年 139件, 56年6月末現在 124件で、年次大幅に増加している。

とくに野菜についてみると、出願件数 110 件で全体の 19.5%、登録件数 38 件で 24.3% に当り、花き類、果樹とともに、園芸作物の分野での育種が盛んなことを示している。

これを野菜の種類別にみると、表IIに示すとおり、だいこん、いちご、えんどう、きゅうり等の順で 28 の品目に亘っている。

さらに登録者の階層別内訳は表IIIのとおりで、野菜の

